		日号外	ページ
二三八	構造用パネルの格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件	二六	四
二三九	構造用パネルについての検査方法の一部を改正する件	二六	四
二四〇	構造用パネルについての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件	二六	四
二四一	保安林の指定を解除する件	二六	五
二四二			
二四三	肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件	二六 39	七〇
二四四	肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件の一部を改正する件	二六 39	七二
二四五	肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件の一部を改正する件	二六 39	七三
	○農林水産省、経済産業省、国土交通省		
一	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三十条の規定に基づき登録実施事務の全部を廃止する件	二四	四
	○農林水産省、環境省		
一	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件	一〇	六
六	中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件	五	六
七	製造業外国従業員受入事業に関する告示を廃止する告示	九	一
八	経済産業大臣が独立行政法人情報処理推進機構の保有するＲａｐｉｄｕｓ株式会社の株式に係る議決権等の行使に関する同機構からの協議において同意をするかどうかを判断するための基準	一七	三
九	火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示	一九 35	三二
	○経済産業省		
一〇	商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の記章を指定した件	二〇 36	七〇
一一	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたイタリア共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件	二〇 36	七三
一二	商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたモンゴル国の記章を指定した件	二〇 36	七七
一三	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたセルビア共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件	二〇 36	七七
一四	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州連合諸機関翻訳センターの標章を指定した件	二〇 36	八一
一五	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された合同核研究所の標章を指定した件	二〇 36	八二
一六	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際民間防衛機関の標章を指定した件	二〇 36	八三
一七	中小企業信用保険法第二条第五項第四号の規定に基づく災害及び地域を指定する件	二七	四
一八	主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示	二七 40	九三
	○国土交通省		
二四三	除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示の一部を改正する告示	二 22	一三
二四四―二四八	砂防法第二条の土地を指定する件	三	四
二四九	都市計画に関する件	三	五
二五〇	水先人に免許を与えた件	四	六
二五一	Bureau Veritas SAから登録事項の変更の届出があった件	四	六
二五二	一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件	四	六
二五三	都市計画に関する件	五	六
二五四	岡南飛行場の施設変更許可申請があった件	五 26	一三
二五五―二五九	砂防法第二条の土地を指定する件	六	四
二六〇	直轄砂防工事を施行する件	六	五
二六一	都市計画に関する件	六	六
二六二	建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件及び経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の一部を改正する告示	六 27	六
二六三	土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件	一〇	六
二六四	砂防法第二条の土地を指定する件	一二	五
二六五	砂防法第二条の土地の指定を解除する件	一二	五
二六六	砂防法第二条の土地を指定する件	一二	五
二六七	信号符字を点附した件	一三	六
二六八	信号符字を取り消した件	一三	六
二六九	船舶国籍証書を無効とした件	一三	六
二七〇	船舶国籍証書が無効となった件	一三	六
二七一	水先人に免許を与えた件	一三	六
二七二	住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更する件	一六	四
二七三	高速自動車国道に関する件	一六	五
二七四	船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件	一六	五
二七五			
二七六―二七八	砂防法第二条の土地を指定する件	一六	五
二七九	道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び同条第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示	一六 32	四